

(別紙)

秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金 評価基準

標記助成金の交付に係る評価は、次に掲げる事項により行う。

1 要件に関する評価

(1) 交付申請書の提出

要綱に規定するすべての申請書類が、受付期限迄に提出されていること。

(2) 交付申請者の要件

要綱に規定する交付申請者の要件を満たすこと。

(3) 交付対象事業の要件

要綱に規定する交付対象事業の要件を満たすこと。

2 交付対象事業に関する評価

1の要件に合致した事業について、次の評価基準により評価を行う。

評価基準

NO.	評価項目	評価内容
1	事業の執行体制	実施団体は事業を遂行するための能力・実績・ネットワークを有しているか。 実施団体内での協力・役割分担が適切にできているか。 複数の団体で共同して実施する場合、十分な連携・協力体制を取ることができているか。
2	事業計画の適切さ	事業の期日や期間等に柔軟性・余裕はあるか。 事業の準備や広報を行う期間は十分確保されているか。
3	事業の内容	他観光地との差別化を図るために、当該事業ならではの独創性や工夫はあるか。 (これまでも継続して実施している事業の場合、)地域の活性化や地域への波及効果に寄与してきた実績があるか。
4	事業実施による効果	事業実施により交流人口の拡大、観光消費額の増大、観光地としての認知促進、観光客の受入環境の改善のいずれかの効果が期待できるか。 事業を周知・広報するための情報発信の方法は満足に

		考慮されているか。
5	事業予算の妥当性	助成金の使途は事業の目的に沿っているか（事業計画書と予算計画書の記載に矛盾はないか）。 事業の遂行に必要な経費・費目の内訳は明確になっているか。 事業の遂行に必要な資力を有しているか。
6	事業の将来性	事業の効果が一過性のものではなく、将来に持続することが見込まれるか。 将来に向け事業を継続的に展開する計画と意思があるか。

評価方法

- (1) 各委員が申請事業について1点から5点までの5段階評価で採点を行う。
- (2) 委員による採点の合計点数を集計し、委員間で協議する。
- (3) 委員会から仙台観光国際協会理事長に評価内容を答申し、理事長が事業の採択／不採択を決定する。